

令和6年度
第7回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年9月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第7回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和6年9月17日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和6年9月25日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年 9月25日 13時00分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和6年 9月25日 13時35分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 12名 欠 席 7名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	▲	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	▲
	4	竹 田 憲 治	▲	14	中 村 一 彦	▲
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	▲
	7	向久保 勉	▲	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	▲			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 3 番	高橋 栄光	議席番号 5 番	齊藤 由希子
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」
（礼）
（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号1番小山田和義委員、所用のため、議席番号4番竹田憲治委員、仕事のため、議席番号7番向久保勉委員、仕事のため、議席番号10番阿部正光委員、仕事のため、議席番号13番田村昭雄委員、仕事のため、議席番号14番中村一彦委員、仕事のため、議席番号16番工藤嘉充委員、仕事のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中12名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。
会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第7回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番 高橋栄光 委員、5番 齊藤由希子 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第7回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。
第7回運営委員会報告をいたします。
次第のとおり2項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。
始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、4 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 6 年 9 月以降の主な会議 行事等日程について

関係する質疑内容を記載しておりますが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

次のページの下側、2 項目め。令和 6 年度第 7 回総会について

以上、2 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、5 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、10 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

次のページの左上、2 項目め。令和 6 年度岩手県農業委員会大会の参加について

内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなりました。

3 項目め。第 147 回秋田県種苗交換会の参加について

内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりました。

次のページの左上、4 項目め。令和 6 年度就農相談会アドバイザーの派遣について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりました。

5 項目め、令和 6 年度先進地視察研修について

内容について協議を行ったところ、10 ページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、5 項目の内容について、事務局から説明を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「2 項目めから 5 項目め」の説明を行う事としております。

6 情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

次に事務局から 2 件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 7 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 9 月 25 日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

ただ今の「第 7 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 11 ページをご覧ください。

令和 6 年 8 月 23 日から令和 6 年 9 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 5 番 までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 9 月 17 日の火曜日でございます、21 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 1 番委員小山田和義委員、農業委員の 2 番委員國司功委員、推進委員の西根南地区の 1 番委員松村芳明委員、推進委員の西根北地区の 1 番委員畠山新伍委員、推進委員の松尾地区の 1 番委員高橋和夫委員の 5 名でございます。

また、事務局からは工藤事務局長と恩賀主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和 6 年 8 月 16 日から令和 6 年 9 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 3 件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農地法第 3 条の概要を説明します。農地法第 3 条とは、農地を農地のまま 貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

議案の２ページをご覧ください。今月の申請は１件ございます。

それでは、申請内容の説明に入ります。

申請番号１：野駄第１２地割８、畑、３３４平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は野菜を作付する予定です。

申請筆別明細は下記のとおりです。

併せて、関係資料の１ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根南地区松村芳明 委員にお願いします。

西根南地区農地利用最適化推進委員（松村委員）

推進委員の松村芳明です。

申請番号１番ですが、位置は、松野小学校から南へ約２００ｍの地点です。現況は、保全されておりました。

対象の農地は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第１号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法第5条の概要を説明いたします。農地法第5条とは、農地を農地以外に利用する目的で貸借、売買などの権利移動を行う許可制度です。所有者や事業者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の4ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1：大更第38地割270、田、2,576㎡です。転用の目的は、使用貸借設定による牛舎の建設です。申請地の隣接地に借受人の所有する牛舎が建っておりますが、既存の牛舎だけでは飼育頭数に限界があり 農業経営に支障が生じていることから申請のあったものです。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。例外規定は農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

申請番号2：細野724、畑、787㎡のうち121.31㎡です。転用の目的は、使用貸借設定による無線基地局設置のための一時資材置場です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。例外規定は一時転用による申請で期間は3か月を予定しており完了後は原状復旧するものです。なお、本件は、認定電気通信事業者による申請で無線基地局自体の設置に関しましては転用許可を要しないものであります。

各申請とも農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根南地区松村芳明 委員にお願いします。

西根南地区農地利用最適化推進委員（松村委員）

推進委員の松村芳明です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から北東へ約3kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置はJR安比高原駅から北西へ約2.5kmの地点です。現況は、保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施

設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村委員。

18番委員（松村委員）

申請番号2番ですが、携帯電話のアンテナを建てるための資材置場のようですが、アンテナについてはどうなのですか？

事務局（恩賀主事）

こちらの申請は一時転用申請で、その場所については資材置場として一時的に借りて返しますが、関係資料の13ページを見ていただくと、図面の中に無線基地局建設地というのがございまして、こちらに基地局を建設します。その周りが一時的に資材置場として使用するものです。

18番委員（松村委員）

そうすると、基地局の部分は分筆することになるのですか？

事務局（恩賀主事）

最終的には分筆になります。今回787㎡のうち121.31㎡は農業委員会で任意的に算出したものです。まだ分筆したわけではありません。

議長（三浦会長）

ほかに質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の説明の前に 農地法の適用外証明の概要を説明いたします。適用外証明とは、現況が農地以外となっている土地について、その土地の所有者からの申請に対し農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。農業委員会が証明できる範囲としては、現況が農地以外となってから20年以上経過した土地で農地への現状復旧が 困難である場合 などであり、農地以外への 地目の変更登記には、農業委員会の適用外証明が必要となります。

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は3件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第25地割187-2、畑、189㎡を含む3筆1,003㎡です。現況は、雑種地化しています。申請者は、隣接地の自宅を新築した際、平成14年ころから農業用資材置場として利用していたということです。

申請番号2：大更第26地割99-15、田、307㎡です。現況は、宅地化しています。申請者は、相続時には既に賃貸住宅が建っており、昭和53年ころから放置していたということです。

申請番号3：平館第28地割217、田、1,044㎡を含む2筆1,862㎡です。現況は、原野化しています。申請者は、相続時には既に原野化しており、平成13年ころから放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根南地区松村芳明 委員にお願いします。

西根南地区農地利用最適化推進委員（松村委員）

推進委員の松村芳明です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市立病院から北へ約350mの地点です。現況は、資材置場と

して雑種地化しておりました。

申請番号２番ですが、位置は八幡平市立病院から南東へ約 390m の地点です。現況は、賃貸住宅が建っており、宅地化しておりました。

申請番号３番ですが、位置は平舘高等学校から東へ約 1 km の地点です。現況は、雑草が生い茂り、原野化しておりました。

いずれの農地も、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第３号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第３号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第４号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第４号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積計画の概要を説明します。農用地利用集積計画とは、農家が農地の利用集積に取り組み、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。その中でも、農地中間管理事業とは、農地の出し手から 農地中間管理機構が農地を一時的に借り受け、機構から受け手へ貸付を行うことで、農地利用の効率化等を目的とした 権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案の８ページをご覧ください。

今月の申請は 11 件で、全件新規の申請です。新規は、賃貸借権設定が 9 件で、そのうち中間管理機構を通した農地中間管理事業による申請が 8 件、使用貸借権設定は農地中間管理事業による中間管理機構を通した申請が 2 件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番は 西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号 2 番～ 9 番は 西根南地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 10 番～11 番は 西根南地区に係る申請です。

なお、今回、申請番号 3・5・7・9 で利用権の設定をうける者として提案をいたします「水・木株式会社」は、今年 1 月に八幡平市平笠の「いこいの村岩手」の事業継承を受けた会社であり、現在、九戸郡九戸村及び二戸市で約 20 ヘクタール規模のピーマン栽培を手掛ける「田中株式会社」の子会社として昨年設立された会社でございます。「水・木株式会社」は今回提案いたしました農地中間管理機構を通した 4 件の賃貸借契約において農地を借り受け、ニンニクの栽培を行う計画でございます。

申請筆別明細については、次の 10 ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積等促進計画について、概要を説明します。

農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構が農地を借受け及び貸付する際に作成する計画であり、「既に所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けていて、権利の設定を受ける者（耕作者）の変更を行う場合」及び「地域計画策定作業の途中及び地域計画策定済みの区域での賃貸借権、使用貸借権、所有権移転等の権利設定を行う場合」に農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

なお、現在、八幡平市内の各地区において今年度中に地域計画を策定すべく作業を進めていることから、今後は、貸借設定・所有権移転の申請に伴う「農用地利用集積等促進計画」（案）の件数が増加していき、逆に農用地利用集積計画の申請が減少することとなります。

それでは、計画（案）の説明に入ります。

議案の 12 ページをご覧ください。今月の案件は 6 件です。

申請番号 1 は「地域計画策定作業中の区域」における賃貸借権の設定、申請番号 2 ～ 4 は「地域計画策定作業中の区域」における使用貸借権の設定、申請番号 5 ～ 6 は「地域計画策定作業中の区域」における所有権移転でございます。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

5 閉会（13時35分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第7回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年10月23日

会 長 _____

3 番委員 _____

5 番委員 _____

令和 6 年度

第 7 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 6 年 9 月 25 日（水）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

- （１） 第 7 回運営委員会報告
- （２） 農地法等に関する業務報告

4 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

5 閉 会